

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.002

処 分 名	中小企業近代化資金融資あつ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あつ旋の申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資あつ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例（平成 17 年条例第 127 号）第 11 条第 1 項
審 査 基 準	中小企業近代化資金融資は、地方自治体、信用保証協会、金融機関の三者が協力して公的資金を貸し出す制度融資であり、処分の決定には個別具体的な判断を要するため、審査基準を設定しません。 なお、あつ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあります。
標準処理期間	50 日（あつ旋の決定に要する期間 2 日を含む）
設定年月日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	商工振興課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/sangyou/keiei/chuushoukigyou.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例

(融資あっ旋可否の決定)

第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあっ旋可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により融資することが適当と認めるときは、金融機関にこれを通知する。

3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して融資の審査を行うものとする。

4 金融機関は、前項の審査により融資することが適当と認めるときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。